

○母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

昭和55年6月20日

規則第30号

改正 昭和58年6月9日規則第46号

昭和58年6月30日規則第48号

昭和59年6月29日規則第34号

昭和59年12月27日規則第75号

平成元年4月1日規則第33号

平成4年3月31日規則第57号

平成6年3月29日規則第4号

平成6年10月31日規則第62号

平成8年3月29日規則第39号

平成9年9月1日規則第58号

平成10年6月24日規則第49号

平成13年3月9日規則第7号

平成14年3月29日規則第7号

平成14年6月28日規則第43号

平成19年3月28日規則第32号

平成20年6月12日規則第41号

平成22年3月31日規則第43号

平成24年7月24日規則第44号

平成26年3月31日規則第44号

平成28年3月29日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和55年千葉県条例第12号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（昭和59規則75・一部改正）

（父及び母と死別した児童に準ずる者）

第2条 条例第2条第3項に規定する規則で定めるこれに準ずる児童とは、次の各号の一に該当する児童をいう。

- (1) 父及び母の生死が明らかでない児童
- (2) 父及び母から遺棄されている児童
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が父及び母のない児童に準ずると認める児童（社会保険各法）

第3条 条例第3条第1項に規定する規則で定める社会保険各法とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

（昭和59規則75・追加、平成9規則58・平成10規則49・一部改正）

（所得の額）

第4条 条例第3条第2項第4号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 母子又は父子の家庭の母又は父 その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族及び当該母子又は父子の家庭の母又は父の扶養親族でない児童で当

該母子又は父子の家庭の母又は父が前年（１月から７月までの間に受けた治療に係る助成にあっては、前々年。次号において同じ。）の１２月３１日において生計を一にしていたもの（以下「扶養親族でない児童」という。）の有無及び数に応じて別表第１の金額の欄に掲げる額

（２） 父母のない児童と生計を一にしている者 その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該父母のない児童と生計を一にしている者の扶養親族等でない児童で当該父母のない児童と生計を一にしている者が前年の１２月３１日において生計を一にしていたもの（以下「扶養親族等でない児童」という。）の有無及び数に応じて別表第２の金額の欄に掲げる額

２ 条例第３条第２項第５号に規定する規則で定める額は、同号に規定する配偶者又は扶養義務者の扶養親族等の有無及び数に応じて別表第３の金額の欄に掲げる額とする。

（平成１０規則４９・追加、平成２０規則４１・一部改正）

（所得の制限の特例）

第５条 条例第３条第２項ただし書に規定する所得の制限の特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね２分の１以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の７月までの間の助成については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第３条第２項第４号及び第５号の規定を適用しない。

（平成１０規則４９・追加、平成２０規則４１・一部改正）

（所得の範囲及びその額の計算方法）

第６条 条例第３条第２項第４号及び第５号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）による児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

（平成１０規則４９・追加、平成２０規則４１・一部改正）

（その他の法令）

第７条 条例第４条第１項に規定する規則で定めるその他の法令とは、次の各号に掲げる法令をいう。

（１） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）、同法施行令（平成１０年政令第４２０号）及び同法施行規則（平成１０年厚生省令第９９号）

（２） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和２５年政令第１５５号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和２５年厚生省令第３１号）

（３） 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）、身体障害者福祉法施行令（昭和２５年政令第７８号）及び身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）

（４） 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）、児童福祉法施行令（昭和２３年政令第７４号）及び児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）

（５） その他医療費の一部について本人負担の規定されている法令

（昭和５９規則７５・旧第３条繰下・一部改正、平成９規則５８・一部改正、平成１０規則４９・旧第４条繰下、平成１９規則３２・一部改正）

（助成資格証明書）

第８条 母子及び父子家庭等の医療費の助成を受けようとする者は、あらかじめ対象者であることの市長の認定を受け、母子及び父子家庭等の医療費助成資格証明書（様式第１号。以下「助成資格証明書」という。）の交付を受けなければならない。

（昭和５９規則７５・全改、平成１０規則４９・旧第５条繰下）

(助成資格証明書の交付申請)

第9条 助成資格証明書の交付を受けようとする者は、母子及び父子家庭等の医療費助成資格証明書交付・更新申請書(様式第2号。以下「交付・更新申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 被保険者証、被組合員手帳、組合員証又は加入者証

(2) 母子及び父子家庭等であることを証明する書類

(3) 所得を証明する書類

(4) 世帯全員の住民票の写し

(5) 養育費に関する申告書(様式第2号の2)

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者が児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第16条第1項に規定する児童扶養手当証書を提示するときは、前項第2号から第5号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、同項第3号及び第4号に掲げる書類の内容について、申請者等の同意を得て、市長が公簿等により確認できる場合には、これらの号に規定する書類の添付を省略することができる。

(昭和59規則75・追加、平成元規則33・平成8規則39・一部改正、平成10規則49・旧第6条繰下・一部改正、平成14規則43・平成20規則41・一部改正)

(助成資格証明書の交付可否の決定通知)

第10条 市長は、交付・更新申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成資格証明書の交付の可否を決定し、その旨を前条に定める交付・更新申請書を受理した日の属する月の翌月に、母子及び父子家庭等の医療費助成資格証明書交付・更新可否決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(昭和59規則75・旧第5条繰下・一部改正、平成10規則49・旧第7条繰下)

(助成資格証明書の交付)

第11条 市長は、前条の規定により助成資格証明書を交付すると決定したときは、申請者に対し、当該証明書を交付する。

2 助成資格証明書の有効期間は、第9条第1項の規定により交付・更新申請書を提出した日(以下この項において「提出日」という。)の属する月の翌月1日からその日後における最初の7月31日(提出日の属する年度内に18歳に達する者にあつては、18歳に達する日以後の最初の3月31日)までとする。

(昭和59規則75・旧第6条繰下・一部改正、平成8規則39・一部改正、平成10規則49・旧第8条繰下、平成20規則41・一部改正)

(助成資格証明書の更新)

第12条 助成資格証明書の交付を受けている者(以下「助成資格者」という。)が、助成資格証明書の更新をしようとするときは、交付・更新申請書に助成資格証明書及び第9条第1項各号に掲げる書類を添付して、8月1日から8月31日までの間に市長に申請しなければならない。ただし、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者が児童扶養手当法施行規則第4条に規定する児童扶養手当現況届を提出するときは、第9条第1項第2号から第5号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

2 助成資格証明書の更新については、第10条及び前条第1項の規定を準用する。

3 前項において準用する前条第1項の規定により交付を受けた更新後の助成資格証明書の有効期間は、第1項の規定による申請があつた日(以下この項において「申請日」という。)の属する年の8月1日から翌年の7月31日(申請日の属する年度内に18歳に達する者にあつては、18歳に達する日以後の最初の3月31日)までとする。

(昭和59規則75・旧第7条繰下・一部改正、平成8規則39・一部改正、平成10規則49・旧第9条繰下、平成14規則43・平成20規則41・一部改正)

(助成資格証明書の再交付申請)

第13条 助成資格者は、助成資格証明書を汚損し、又は紛失したときは、母子及び父子家庭等の医療費助成資格証明書再交付申請書（様式第4号）により市長に申請して再交付を受けることができる。

（昭和59規則75・旧第8条繰下、平成10規則49・旧第10条繰下）

（助成の申請）

第14条 条例第6条の規定による申請は、母子及び父子家庭等の医療費助成申請書（様式第5号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- （1） 助成資格証明書
- （2） 被保険者証、被保険者手帳、組合員証又は加入者証
- （3） その他市長が必要と認める書類

（昭和59規則75・旧第9条繰下、平成10規則49・旧第11条繰下・一部改正）

（届出）

第15条 助成資格者は、その資格を喪失したときは、すみやかに母子及び父子家庭等の家庭医療費助成資格喪失届（様式第6号）を提出するとともに、助成資格証明書を市長に返還しなければならない。

2 助成資格者は、氏名、住所、加入している医療保険の種類等を変更したときは、母子及び父子家庭等の医療費助成資格者変更届（様式第7号）に、助成資格証を添付して、市長に届け出なければならない。

（昭和59規則75・旧第10条繰下、平成10規則49・旧第12条繰下）

附 則

この規則は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則（昭和58年6月9日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年6月30日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年6月29日規則第34号）

この規則は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和59年12月27日規則第75号）

この規則は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月31日規則第57号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月29日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成6年10月31日規則第62号）

この規則は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日規則第39号）

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の母子等の家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第8条の規定により交付された助成資格証明書は、平成8年7月31日までの間に限り、この規則による改正後の母子等の家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第8条の規定により交付されたものとみなす。

3 この規則の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間必要な箇所を

修正して使用することができる。

附 則（平成 9 年 9 月 1 日規則第 5 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 0 年 6 月 2 4 日規則第 4 9 号）

- 1 この規則は、平成 1 0 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 5 号、第 6 条第 1 号及び第 1 1 条第 2 号並びに様式第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の母子等の家庭の医療費の助成に関する条例施行規則別表第 1 から別表第 3 までの規定の適用については、平成 1 0 年 8 月 1 日から平成 1 1 年 7 月 3 1 日までの間に限り、別表第 1 中「1,540,000 円」とあるのは「2,342,000 円」と、別表第 2 及び別表第 3 中「2,360,000 円」とあるのは「6,216,000 円」と、「2,740,000 円」とあるのは「6,465,000 円」とする。

附 則（平成 1 3 年 3 月 9 日規則第 7 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成 1 4 年 3 月 2 9 日規則第 7 号）

この規則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 4 年 6 月 2 8 日規則第 4 3 号）

- 1 この規則は、平成 1 4 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、同年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の母子等の家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第 9 条及び第 1 2 条並びに別表第 1 の規定は、平成 1 4 年 8 月 1 日以後の日を有効期間の始期とする助成資格証明書の交付の申請について適用する。

附 則（平成 1 9 年 3 月 2 8 日規則第 3 2 号）

- 1 この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成 2 0 年 6 月 1 2 日規則第 4 1 号）

- 1 この規則は、平成 2 0 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成 2 2 年 3 月 3 1 日規則第 4 3 号）

- 1 この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成 2 4 年 7 月 2 4 日規則第 4 4 号）

- 1 この規則は、平成 2 4 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第 1 の規定は、平成 2 4 年 8 月 1 日以後の日を有効期間の始期とする助成資格証明書の交付申請について適用する。

附 則（平成 2 6 年 3 月 3 1 日規則第 4 4 号）

- 1 この規則は、平成 2 6 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成 2 8 年 3 月 2 9 日規則第 2 0 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別表第 1（第 4 条第 1 項第 1 号）

(平成10規則49・追加、平成14規則43・平成24条例44・一部改正)

扶養親族又は扶養親族でない児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に当該扶養親族又は扶養親族でない児童1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、当該老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))をいう。以下同じ。)があるときは、当該特定扶養親族等1人につき150,000円をその額に加算した額)

別表第2(第4条第1項第2号)

(平成10規則49・追加、平成14規則43・一部改正)

扶養親族等又は扶養親族等でない児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等又は扶養親族等でない児童のうち1人を除いた扶養親族等又は扶養親族等でない児童1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

別表第3(第4条第2項)

(平成10規則49・追加、平成14規則43・一部改正)

扶養親族等の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)